

第61回 名護さくら祭り 移動販売車出店要項

1. 目的：この要項は、名護さくら祭りの円滑な運営に資するため、移動販売車による出店に関する事項を定めることを目的とする。
2. 開催日時：①東江中学校正門前
令和6年1月27日（土）11時～20時30分
令和6年1月28日（日）11時～20時30分
※両日交通規制開始前（11時まで）に設置・設営
※交通規制解除21時

②大西通り
令和6年1月27日（土）15時（※）～20時30分
※パレード通過後に設置・設営、遅延の可能性あり
※交通規制解除21時

③花の里ガーデンフェスタ（会場：名護漁港予定）
令和6年1月27日（土）9時～18時00分
令和6年1月28日（日）9時～18時00分
3. 出店場所：実行委員会が指定する場所
4. **※別添「②第61回名護さくら祭り（移動販売車出店図面）」参照**
※移動販売車のサイズによっては希望する出店場所での出店ができない場合があります。
5. 申込受付期間：**令和6年1月4日（木）～1月10日（水）17時迄**
名護市商工会 TEL：52-4243
※申込受付は名護市商工会窓口にて、土日祝日を除く9時～17時の間に受付けます。
※出店店舗数が少ないため出店数を上回る申込が予想されます。出店数を上回る申込があった場合、名護市出店業者の出店確定は下記テナント会議での抽選（申込受付順）にて行います。
6. 出店数：①東江中学校正門前 2店舗
②大西通り 4店舗（※調整中、変更可能性あり）
③花の里ガーデンフェスタ 4店舗（※調整中、変更可能性あり）
※各出店場所について沖縄県出店事業協同組合事業者、名護市出店業者半数を目安に出店数を調整予定。
7. テナント会議：日時 **令和6年1月11日（木）14時00分**
場所：名護市産業支援センター2F

(※出店料はテナント会議当日に徴収いたします。)

①出店抽選会：**出店数を上回る申込があった場合に抽選を実施する。**

②出店要項・注意事項説明

③出店場所抽選会：実行員会が指定するエリアにおいて抽選を実施する。

8. 出店資格：①名護市商工会会員

※1事業者の申込につき1店舗の出店とする。

9. 申込方法：①申込用紙（誓約書）

②営業許可書（保有する全種類コピー）保健所に提出します

③保険加入証明書（コピー） ※飲食提供事業者のみ

※申込時に①～③が揃ってないと受付しません。

10. 出店料：①東江中学校正門前 25,000円 ×2店舗

②大西大通り 10,000円 ×4店舗

③ガーデンフェスタ 無料 ×4店舗

11. 出店料支払：出店料は令和6年1月11日（木）テナント会議にて納付。

12. 免責：万が一盗難等不測の事態が生じた場合、主催者は一切の責任を負わない。

13. 営業停止：主催者は、出店業者がこの要項に反する行為等を行った場合、その業者に対して営業停止及び今後の出店停止を命じることができる。その際、出店料金は返さないものとする。（例：20歳未満へのアルコール販売、名義貸しの営業、他）

14. 過去の名護さくら祭りの出店において出店者の責めに帰すべき理由により重大なトラブルのあった出店者については主催者にて出店申し込みを拒否することができる。

15. その他：**出店に際しては下記「《出店業者の遵守すべき事項①～⑱》」を必ず確認し、遵守する事。また、この要項に規定されていない事項については、主催者の指示に従う事。**

《出店業者の遵守すべき事項①～⑱》

① 20歳未満へのアルコール類の販売禁止。

（20歳未満飲酒禁止法・風営適正化法）

② 名義貸しの禁止【名義貸しがあった場合、今後祭りへの出店を認めない】

③ 実行委員は、問題を起こした業者には、その場で営業停止を命じる事が出来る。

④ 飲食店は保健所の営業許可を受ける事。

⑤各出店場所の交通規制が解除されるまでは移動販売車両の移動を行わない事（※緊急時にはまつり実行委員会にご相談下さい）。

⑥ お客様のゴミは各店舗でゴミ箱を設置し処理する事（ゴミ袋各自準備）。

⑦ 各店舗で出たゴミ、廃油は持ち帰る事。

⑧ 一般店・飲食店を問わず出店の商品は通常の市場価格にて販売する事。

※商品の価格表示は全て表示する事。

⑨ トイレでは鉄板、食器等を洗わない事。

⑩ 出店者の商品等の管理は各自の責任で保管する事。

⑪ 指示された場所以外には出店してはならない、また指示された営業時間終了後は速やかに営業を終了する事。

⑫ 出店の仕入については、できる限り名護市内の業者から仕入れる事。

⑬ 歩道には車を乗り入れしない事。（車止めは元に戻す）

⑭ 交通規制 1月27日（土）・1月28日（日）11時～21時

⑮ 油及び残飯類の排水溝への垂れ流しを禁じる。

⑯ レーザーポインター、パーティースプレーの販売禁止

⑰ 炭の使用は禁ずる。

⑱ 食品衛生協会の現場立ち会いの対応は出店責任者が行う事。

※各店舗は営業許可証が見える位置に掲示し食品衛生協会巡回の際には、速やかに提示出来るように準備をする。

⑲ 消火器を設置すること。（飲食店のみ）

※上記の内容を承諾した上で申し込みをしてください。